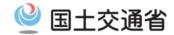


資料2-1

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針の改正案について





1. 社会資本整備審議会答申後の取組



今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方(第三次答申) 及び 建築基準制度のあり方(第四次答申)について(2022年2月1日)

建築物の省エネ性能の一層の向上

- (1) 新築建築物における省エネ基準への適合 の確保
- (2) 省エネ基準の段階的引上げを見据えたより高い省エネ性能の確保
- (3) 既存建築ストックの省エネ化等
- (4) 建築物における再生可能エネルギーの 利用の促進

全ての住宅・建築物に適合を義務付け(現行は中大規模の非住宅)等

誘導基準の引上げ、住宅トップランナー制度の対象拡大 (分譲マンションの追加)、販売・賃貸時の省エネ性能の表示制度の強化 等

補助・税制・住宅金融支援機構融資を総動員して促進等

地方公共団体が定める区域内について、建築士から建築主に対する再エ ネ導入の効果等の説明義務、形態規制の特例措置等を導入 等

CO。貯蔵に寄与する建築物における木材の利用促進

- (1) 小規模木造建築物等の構造関係規制の 見直し
- (2) 中大規模建築物の木造化や、混構造など の部分的な木造化の促進

二級建築士でも行える簡易な構造計算で建築可能な3階建て木造建築物の範囲の拡大(高さ13m→16m以下) 等

2 階建て以上の木造建築物等の構造安全性等をチェックする仕組みの充実(消費者が安心して木造建築物等を建設できる環境の整備)

3,000㎡超の大規模木造や9階建て等の高層木造及び部分的な木造化に係る防火規制の合理化 等

CO。貯蔵に寄与する既存建築ストックの長寿命化

CO2貯蔵に寄与する既存建築ストックの 長寿命化

既存不適格建築物規制に係る特例措置を拡充等

改正建築物省エネ法等の背景・必要性、目標・効果



背景•必要性

〇 2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減(2013年度比)の実現に向け、 2021年10月、地球温暖化対策等の削減目標を強化





〇「エネルギー基本計画」(2021年10月22日閣議決定) ※

- ・2050年に住宅・建築物のストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能が確保されていることを目指す。
- ・建築物省エネ法を改正し、省エネルギー基準適合義務の対象外である住宅及び小規模建築物の省エネルギー基準への適合を2025年度までに義務化するとともに、2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、整合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げ、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも2030年度までに実施する。
 - ※「地球温暖化対策計画」(2021年10月22日閣議決定)にも同様の記載あり
- 〇「成長戦略フォローアップ」(2021年6月18日閣議決定)
- ・建築基準法令について、<u>木材利用の推進、</u>既存建築物の有効活用に向け、2021年中に 基準の合理化等を検討し、2022年から所要の制度的措置を講ずる。

< 2050年カーボンニュートラルに向けた取組 >

【2050年】

ストック平均で、ZEH・ZEB(ネット・ ゼロ・エネルギー・ハウス/ビル)水準の省 エネ性能の確保を目指す

【2030年】

新築について、ZEH・ZEB水準の 省エネ性能の確保を目指す

抜本的な取組の強化が必要不可欠



建築物分野の省エネ対策の徹底、吸収源対策としての木材利用拡大等を通じ、脱炭素社会の実現に寄与。

〇 2013年度からの対策の進捗により、住宅・建築物に係るエネルギー消費量を約889万kL削減(2030年度)

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律

令和4年6月17日公布

背景•必要性

- 2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減(2013年度比)の実現に向け、エネルギー 消費の約3割を占める建築物分野での省エネ対策の加速
- あわせて、木材需要の約4割を占める建築物分野での木材利用を促進し、吸収源対策の強化に寄与
 - ○「成長戦略フォローアップ」(2021年6月18日閣議決定)
 - 建築基準法令について、木材利用の推進、既存建築物の有効活用に向け、2021年中に基準の合理化等を検討し、 2022年から所要の制度的措置を講ずる

2050年カーボンニュートラルに向けた取組

【2050年】

○ ストック平均で、ZEH・ZEB(ネット・ゼロ・エネルキー・ ハウス/ビル)水準の省エネ性能の確保を目指す

【2030年】

○ 新築について、ZEH・ZEB水準の省エネ性能の 確保を目指す

抜本的な取組の強化が必要不可欠

改正の概要

- 1. 省エネ対策の加速 【建築物省エネ法・建築基準法・住宅金融支援機構法】
- ① 省エネ性能の底上げ・より高い省エネ性能への誘導
- ・全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け (現行は中大規模の非住宅) ※十分な準備期間を確保
- ・トップランナー制度(大手事業者による段階的な性能向上)の拡充、誘導基準の強化等を通じ、ZEH・ZEB水準へ誘導
- ・販売・賃貸時における省エネ性能表示の推進

② ストックの省エネ改修や再エネ設備の導入促進

- ・ 省エネ改修に対する住宅金融支援機構による低利融資制度を創設
- ・ 市町村が定める再エネ利用促進区域内について、建築士から建築 主へ再エネ導入効果の説明義務を導入
- ・省エネ改修や再エネ設備の導入に支障となる高さ制限等の合理化



2. 木材利用の促進

【建築基準法・建築士法】

① 防火規制の合理化

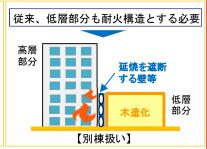
- ・大規模建築物について、大断面材を活用した建物全体の木造化や、区画※を活用した部分的な木造化を可能とする
 - ※ 高い耐火性能の壁・床での区画により延焼抑制
- 防火規制上、別棟扱いを認め、低層部分の木造化を可能に

② 構造規制の合理化

二級建築士でも行える簡易な構造計算で建築可能な 3階建て木造建築物の拡大(高さ13m以下→16m以下)



メゾネット住戸内の部分 (中間床や壁・柱等)を木造化 【区画内での木造化】

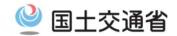


<その他>

省エネ基準等に係る適合性チェックの仕組みを整備

等

【目標・効果】 建築物分野の省エネ対策の徹底、吸収源対策としての木材利用拡大等を通じ、脱炭素社会の実現に寄与
○ 2013年度からの対策の進捗により、建築物に係るエネルギー消費量を約889万kL削減(2030年度)



■ 省エネ性能の底上げ

建築物省エネ法

全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け

- ※ 建築確認の中で、構造安全規制等の適合性審査と一体的に実施
- ※ 中小工務店や審査側の体制整備等に配慮して十分な準備期間を 確保しつつ、2025年度までに施行する

| | 現行 | |
|-------------------------------|-----------------|------|
| | 非住宅 | 住宅 |
| 大規模 2,000m ² 以上 | 適合義務 2017.4~ | 届出義務 |
| 中規模 | 適合義務 2021.4~ | 届出義務 |
| 300m²未満 小規 模 | 説明義務 | 説明義務 |

| 改正 | |
|-----------------|-------------|
| 非住宅 | 住宅 |
| 適合義務 2017.4~ | <u>適合義務</u> |
| 適合義務 2021.4~ | <u>適合義務</u> |
| <u>適合義務</u> | <u>適合義務</u> |

■ より高い省エネ性能への誘導

建築物省エネ法

住宅トップランナー 制度の対象拡充

【現行】 建壳戸建 注文戸建 賃貸アパート



省エネ性能表示の推進

- ・販売・賃貸の広告等に省エネ性能を表示す る方法等を国が告示
- ・必要に応じ、勧告・公表・命令

(類似制度) 窓・エアコン等の 省エネ性能表示



(参考) 誘導基準の強化

低炭素建築物認定 · 長期優良住宅認定等 「省令・告示改正]

一次エネルギー消費量基準等を強化

【現行】 【改正】 省エネ基準から ▲30~40% 非住宅 (ZEB水準) ▲20% 省エネ基準から ▲20% 住宅 **▲**10% (ZEH水準)

■ ストックの省エネ改修

住宅金融支援機構法

住宅の省エネ改修の低利融資制度の創設(住宅金融支援機構)

- 対象: 自ら居住するための住宅等について、省エネ・再エネに資する
 - 所定のリフォームを含む工事
- 限度額:500万円、返済期間:10年以内、担保・保証:なし

形態規制の合理化

高さ制限等を満たさないことが、 構造上やむを得ない場合

(市街地環境を害さない範囲で) 形態規制の特例許可

建築基準法 省エネ改修で設置

絶対高さ制限



建築物省エネ法

■ 再エネ設備の導入促進

促進 計画

市町村が、地域の実情に応じて、太陽光発電等の 再エネ設備*の設置を促進する区域※を設定

※ 区域は、住民の意見 を聴いて設定。



行政区域全体



一定の街区等

太陽熱利用 地中熱利用 バイオマス発電 等

* 太陽光発電

再エネ導入効果の説明義務

- ・建築士から建築主へ、再エネ設備の導入効果等を書面で説明
- 条例で定める用途・規模の建築物が対象

形態規制の合理化

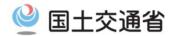
※新築も対象

促進計画に即して、 再エネ設備を設置する場合

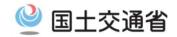
形態規制の特例許可



太陽光パネル等で屋根をかけると建蔽率(建て坪)が増加 6



| 日付 | 項目 |
|---------------------|--|
| | 1000 |
| 2020年10月 | ・ 2050年カーボンニュートラル宣言 |
| 2021年4月~8月 | ・ 脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会(全6回) |
| 2021年8月 2021年10月 | ・ 同検討会とりまとめ(脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方)公表・ 地球温暖化対策計画 及び 第6次エネルギー基本計画 が閣議決定 |
| 2021年10月 2021年11月 | ・ 退場温暖化対象計画 及び 第6次エネルヤー基本計画 が閣議決定 ・ 建築物エネルギー消費性能基準等小委員会(全6回) |
| 2021十11月 | ・ 建業物エネルイー消貨は能益学等が委員会(主 0 回) ✓ 建築物省エネ法の誘導基準の見直し |
| | ✓ 佐炭素建築物の認定基準の見直し |
| | ✓ 住宅性能表示制度の断熱等級 6 · 7 (戸建住宅)の新設 |
| 2022年1月 | • 第23回 社会資本整備審議会 建築分科会 建築環境部会 |
| 2022年2月 | ・ 社会資本整備審議会答申(今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方(第三次答申)及び建築基 |
| , ,, | 準制度のあり方(第四次答申)について) |
| 2022年4月1日 | • 告示の施行 |
| | ▶ 住宅性能表示制度の断熱等級5、一次エネ等級6の新設(2021年12月1日公布) |
| 2022年6月17日 | ・ 改正建築物省エネ法等の公布 |
| 2022年6月~7月 | ・ 建築物エネルギー消費性能基準等小委員会(全4回) |
| | ✓ 分譲マンションの住宅トップランナー基準の設定 |
| | ✓ 大規模非住宅建築物の省エネ基準の見直し |
| | ✓ 共同住宅の評価法の見直し |
| | ✓ 仕様基準の簡素合理化、誘導仕様基準の新設 |
| 2022年10月1日 | ✓ 住宅性能表示制度の断熱等級 6 ・ 7 (共同住宅)の新設・ 省令・告示の施行 |
| 2022年10月1日 | ・ ョ |
| | ▶ 低炭素建築物の認定基準の見直し(2022年8月16日公布) |
| | ▶ 住宅性能表示制度の断熱等級 6 · 7 (戸建住宅)の新設(2022年 3 月25日公布) |
| 2022年11月7日 | 省令・告示の施行 |
| , | → 共同住宅の評価法の見直し(2022年11月7日公布) |
| | ▶ 仕様基準の簡素合理化、誘導仕様基準の新設(2022年11月7日公布) |
| 2023年4月1日 | ・ 省令・告示の施行 |
| | ▶ 分譲マンションの住宅トップランナー基準の設定(2022年12月7日公布) |
| | ▶ 住宅性能表示制度の断熱等級 6 · 7 (共同住宅)の新設(2022年11月7日公布) |
| 2024年4月1日 | 省令の施行 |
| | ▶ 大規模非住宅建築物の省エネ基準の見直し(2022年12月7日公布) |



建築物エネルギー消費性能基準等小委員会等の開催状況

- 2021年11月4日(第18回~第20回)、11月24日(第21回~第23回) 【議題】
 - ① 建築物省エネ法の誘導基準の見直し【経産省・国交省】
 - ② 低炭素建築物の認定基準の見直し【経産省・国交省・環境省】
 - ③ 住宅性能表示制度の断熱等級6・7 (戸建住宅)の新設【国交省】
- 2022年6月29日(第24回、第25回)、7月11日(第26回、第27回) 【議題】
 - ④ 分譲マンションの住宅トップランナー基準の設定【経産省・国交省】
 - ⑤ 大規模非住宅建築物の省エネ基準の見直し【経産省・国交省】
 - ⑥ 共同住宅の評価法の見直し【経産省・国交省】、【国交省】
 - ⑦ 仕様基準の簡素合理化、誘導仕様基準の新設【経産省・国交省】、【国交省】
 - ⑧ 住宅性能表示制度の断熱等級6・7 (共同住宅)の新設【国交省】
- 2023年1月25日 (第28回)

【議題】

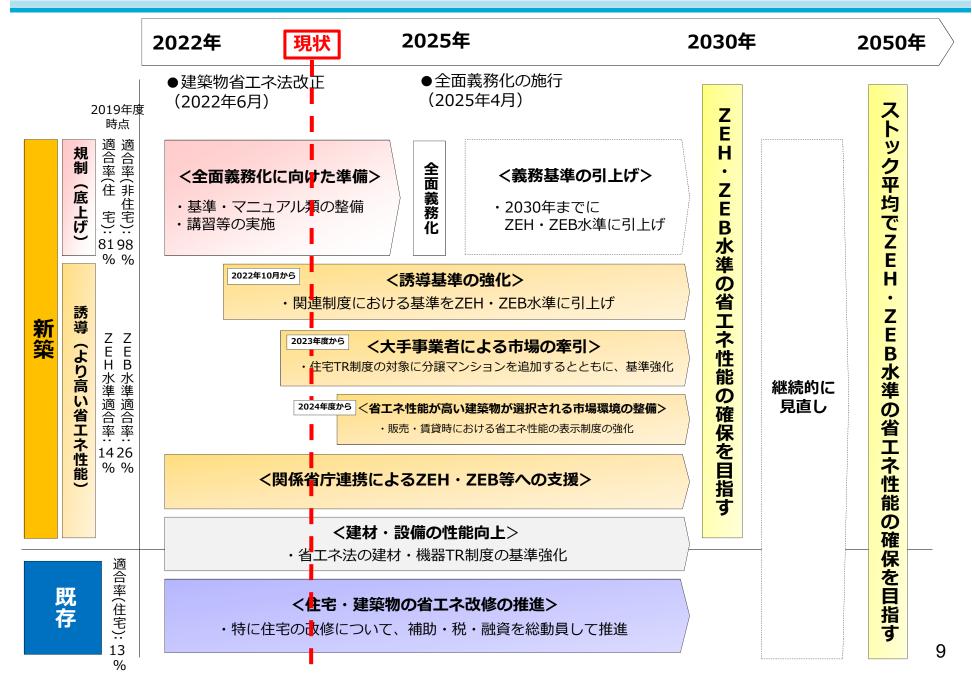
- ⑨ 省エネ法改正に伴う対応【国交省】
- ⑩ 省エネ未評価技術の評価の円滑化【国交省】
- 2023年5月24日 (第29回)

【議題】

- (1) 省エネ基準の評価ルートの簡素化について【経産省・国交省】
- ⑫ 増改築基準について【経産省・国交省】
- ③ 気候風土適応住宅の基準について【経産省・国交省】

住宅・建築物分野の省エネ対策の進め方



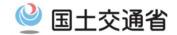


脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会 とりまとめ

住宅・建築物に係る省エネ対策等の強化の進め方について(技術基準に関する部分のみ抜粋)

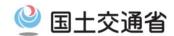
| 年度 | 住宅 | 非住宅 |
|--------------|---|---|
| 2022 | 住宅性能表示制度における多段階の上位等級の運用 建築物省エネ法に基づく誘導基準の引き上げ ▶ BEI = 0.8 (再エネを除く)及び強化外皮基準 エコまち法に基づく低炭素建築物の認定基準の見直し ▶ 省エネ性能の引き上げ、再エネ導入によるZEHの要件化 | 建築物省エネ法に基づく誘導基準等の引き上げ ▶ 用途に応じてBEI = 0.6 又は 0.7 (いずれも再エネを除く) エコまち法に基づく低炭素建築物の認定基準の見直し ▶ 省エネ性能の引き上げ、再エネ導入によるZEBの要件化 |
| 2023 | 分譲マンションに係る住宅トップランナー基準の設定(目標 2025 年度) ▶ BEI = 0.9 程度及び省エネ基準の外皮基準 ※実際はBEI = 0.8及び強化外皮基準(目標年度2026年度)で設定 | |
| 2024 | | 大規模建築物に係る省エネ基準の引き上げ ▶ BEI = 0.8 程度 ※実際は用途に応じてBEI = 0.75/0.8/0.85で設定 |
| 2025 | 住宅の省エネ基準への適合義務化 住宅トップランナー基準の見直し(目標 2027 年度) ▶ BEI = 0.8 程度及び強化外皮基準(注文住宅トップランナー以外) ▶ BEI = 0.75 及び強化外皮基準(注文住宅トップランナー) | ・ 小規模建築物の省エネ基準への適合義務化 |
| 2026 | | 中規模建築物に係る省エネ基準の引き上げ▶ BEI = 0.8 程度 |
| 遅くとも 2030 | 誘導基準への適合率が8割を超えた時点で省エネ基準を ZEH基準(BEI = 0.8 及び強化外皮基準)に引き上げ・適 合義務付け あわせて2022年に引き上げた誘導基準等の更なる引き上 げ | 中大規模建築物について誘導基準への適合率が8割を超えた時点で省エネ基準をZEB基準(用途に応じてBEI = 0.6 又は0.7)に引き上げ、小規模建築物についてBEI = 0.8 程度に引き上げ・適合義務付け あわせて2022年に引き上げた誘導基準の更なる引き上げ |
| 以降 | ・ 継続的にフォローアップ、基準等を見直し | ・ 継続的にフォローアップ、基準等を見直し |

[※] 上記は、関係各主体が共通の認識をもって今後の取組を進められるよう省エネ対策等の強化のおおよそのスケジュールを示すものであり、規制強化の具体の実施時期及び内容については取組の進捗や建材・設備機器のコスト低減・一般化の状況等を踏まえて、社会資本整備審議会建築分科会等において審議の上実施する必要がある。※ 基準の引き上げについては、その施行予定時期(上表記載の時期)の概ね2年前に基準の具体的な水準及び施行時期を明らかにするように努める。



||. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する 基本的な方針の改正案

基本方針の位置付け及び改正方針1



- 〇 建築物省エネ法第3条に基づく「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針」(令和元年国土交通 省告示第793号)について、改正建築物省エネ法の施行に伴い全部を改正予定。
- 〇 改正にあたっては、2年目施行において必要な対応を措置するとともに、3年目施行の省エネ基準適合義務化に対し早期の対応を促すため、3年目施行分の内容も含めた改正内容とし、今秋の公布・2年目施行(2024年4月予定)と同時の施行を予定。

<参照条文(改正法の抜粋)>

(基本方針)

- 第三条 国土交通大臣は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する基本的な方針(以下この条、第三十五条第一項第二号及び第六十七条の二第一項において「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- ー 建築物のエネルギー消費性能の向上等の意義及び目標に関する事項
- 二 建築物のエネルギー消費性能の向上等のための施策に関する基本的な事項
- 三 建築物のエネルギー消費性能の向上等のために建築主等が講ずべき措置に関する基本的な事項
- 四 第六十七条の二第一項に規定する促進計画に関する基本的な事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する重要事項

3~6 (略)

(建築物再生可能エネルギー利用促進区域)

第六十七条の二 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の一定の区域であって、建築物への再生可能エネルギー利用設備 (再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)第二条第二項に規定する再生可能エネル ギー発電設備その他の再生可能エネルギー源(太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。)の利用に資する設備として国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。)の設置の促進を図ることが必要であると認められるもの(以下「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」という。)について、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画(以下この条、次条及び第六十七条の六において「促進計画」という。)を作成することができる。

2~7 (略)

基本方針の位置付け及び改正方針②



○ 現在の基本方針の章立てをベースに一部を統合整理した上で改正法の内容を反映するとともに、第4を新設。

| 改正前の基本方針の項目 | | 今般の改正方針(主なもの) | |
|--|---------------------------------|---|--|
| 第1 建築物のエネ ルギー消費性能の 向上の意義及び目 標に関する事項 | 1. 意義 | ・2050年 C N 等の最新の政策方針の反映 | |
| | 2.目標 | 第6次エネ基計画と整合するよう、省エネ・再エネについて最新の目標を反映 | |
| | 1. 国、地方公共団体の役割 | ・改正法第4条(国の責務)及び5条(地方公共団体の責務)の規定内容とも整合するよう、国・地方公共 団体の役割を5つに分類した上で、3.~5.も統合整理し詳細を記載 ・特に、地球温暖化対策推進法上の政府実行計画に基づき、国・地方公共団体が建築主となる建築物に係る 率先的な取組を実施する内容を反映 | |
| 第2 建築物のエネ ルギー消費性能 の向上のための 施策に関する基 本的な事項 | 2. 法に定める措置の基本的考え方 | ・改正法の内容を反映(3年施行の内容までを反映し、当該施行により廃止される説明・届出義務制度等も、施行までの間の取組として規定) ・6. を統合整理した上で、所管行政庁は、必要に応じて各地域の自然的社会的条件の特殊性を踏まえた気候風土適用住宅の要件の設定に努めることとする旨を規定 ・省エネ性能表示制度について、告示及びガイドラインの位置付けと概要や、当面の間、勧告は社会的影響が大きい場合に行う旨などを記載(品確法の断熱等性能等級5~7、一次エネ消費量等級6が創設された旨も記載) ・再エネ利用促進区域制度については、再エネ利用設備の種類は、現在の技術水準等から建築物への設置が一般的に行われていると認められるものについて、我が国のエネルギー政策との整合性を確保した上で建築物省エネ法施行規則において定めている旨を記載(また、再エネ利用設備の設置に当たっては、併せて、再エネの有効活用に資する設備の設置を検討することが望ましいことも記載) | |
| | 3. 負担軽減策 4. 技術者の育成・技術 力向上 | ・「1.」に統合整理 | |
| | 5.技術開発 | | |
| | 6. 気候風土住宅への配慮 | ・「2.」に統合整理 | |
| 第3 建築物のエネ ルギー消費性能 の向上のために 建築主等が講ず べき措置に関す る基本的な事項 | 1. 建築主 | | |
| | 2. 所有者等 | ・改正法の内容を反映(基準適合努力義務を、基準適合義務・一層の向上の努力義務に修正する等) | |
| | 3. 設計者等 | | |
| | 4.特定建築主等 | | |
| | 5. 販売·賃貸事業者 | | |
| | 6. 建材の製造事業者等 | | |
| - | - | ・「第4 建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画に関する基本的な事項」を新設 | |

基本方針改正案の概要について



〇 基本方針の改正案について、各項目ごとの概要は以下のとおり。

| 項目 | | 概要 | |
|---|-------------------------|---|--|
| 第1 建築物のエネ | 1. 意義 | 2050年CN、2030年度温室効果ガス46%削減に向けて、建築物のエネルギー消費性能の向上等を図る | |
| ルギー消費性能の 向上等に関する基 本的な方針 | 2.目標 | 第6次エネ基により、2050年にストック平均でZEH・ZEB基準の省エネ性能確保、2030年以降の新築はZEH・ZEB基準の省エネ性能確保、2030年に新築戸建住宅の6割への太陽光パネル設置が目標 | |
| | 1. 国及び地方公共団体の役割 | (1) 国から地方公共団体への助言等(2) 財政上、金融上、税制上の措置(3) 研究、技術開発、人材育成等(4) 教育活動、広報活動等(5) 国・地方公共団体が建築主となる建築物 | |
| 第2 建築物のエネ ルギー消費性能 の向上等のため の施策に関する 基本的な事項 | 2.法に定める措置の基本的考え方 | (1)基準適合義務制度 (2)届出義務制度 (3)評価・説明義務制度 (4)住宅トップランナー制度 (5)表示制度 (6)誘導基準等に適合する計画の認定・容積率特例 (7)再エネ利用促進区域 | |
| | 3. 国及び地方公共団体が講 ずべき措置 | 1. の内容を詳細に説明 | |
| ## 0 7 1 ## 0 — 4 | 1. 建築主 | 基準適合義務に加えて、エネルギー消費性能の一層の向上に努める | |
| 第3 建築物のエネ ルギー消費性能 | 2. 所有者等 | エネルギー消費性能の向上や基準適合状態の維持に努める | |
| の向上のために | 3. 設計者等 | 設計時に、建築主に対してエネルギー消費性能の向上に資する事項の説明に努める | |
| 建築主等が講ず | 4.特定建築主等 | トップランナー基準への適合に努める | |
| べき措置に関す る基本的な事項 | 5. 販売・賃貸事業者 | 告示に基づく表示に努めるとともに、表示制度ガイドラインに沿った評価書による説明の実施が好ましい | |
| の本本的な事項 | 6. 建材の製造事業者等 | 製品開発等に際して建材の性能向上に力点を置いた事業活動に努める | |
| | 1. 作成主体 | 基本的には市町村が定めるものであるが、共同策定や市町村から委任を受けた都道府県による策定も可能 | |
| 第4 建築物への 再生可能エネル ギー利用設備の 設置の促進に関 する計画に関す る基本的な事項 | 2. 促進計画に定める事項 | (1)位置及び区域(2)設置を促進する再エネ設備の種類(3)建築基準法の特例適用要件に関する事項(4)啓発及び知識の普及に関する事項等(5)地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画との整合性※いずれも基本的な考え方を規定しており、詳細な検討手順はガイドラインで示す | |
| | 3. 促進計画の作成手続き | 住民意見反映のための措置や、特例許可要件に関する事項の特定行政庁への協議が必要 1/2 | |



- 〇 基本方針の改正案について、令和5年6月16日~7月15日にかけてパブリックコメントを 実施し、計4件のご意見をいただいたところ。
- 意見1、3、4は省エネ政策全体に係る内容であり、基本方針案には反映していない。
- 意見2については、ご意見を踏まえパブコメ案から修正(修正後のものが資料2-2)。

【意見1】

既存建築物の省エネ性能については遡及的な要件が設定されていないが、改修による 省エネ基準への適合義務化等の施策を早急に取り決めるべき。

【意見2】

基準適合義務制度について、案の表現では建築物が非居室のみで構成されていれば制度の対象外となるように読めてしまうため、誤解を生じない表現に改めてほしい。

【意見3】

住宅性能について、居住者への説明を義務化するとともに、情報を公開してほしい。

【意見4】

建築物省エネ法の省エネ基準においては、再生可能エネルギー利用設備による創エネルギー分のうち売電分が評価されておらず、誘導基準では創エネルギー分全てが除かれている。「ZEH」や「ZEB」同様、自家消費分と売電分を合わせた総量を評価すべき。